令和８年（フ）第１０１５号
広島県安芸郡海田町大立町８番７－201号
債務者　石川　敏史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２１号
広島県東広島市安芸津町大田463番地１　若宮ハイツＥ－１号
債務者　岡田　正明
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４０号
広島市中区舟入南４丁目２番４－103号
債務者　中井　　瞳
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５９号
愛媛県松山市小坂５丁目６番18号　マリンハイツ101号
債務者　稲川　和美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６０号
愛媛県松山市小坂５丁目６番18号　マリンハイツ101号
債務者　稲川　由美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉4006番地21
債務者　才藤　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４９０号
大分市須賀２丁目４番36号
債務者　猪野　憲明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０２号
大分市敷戸北町23番１－104号
債務者　田中　敏江
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２９号
大分市花津留１丁目６番12号　花津留Ａｐａｒｔｍｅｎｔ202
債務者　渡邉あさみ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０５号
宮崎市大工１丁目７番31号　サンビレッジ301号
債務者　東倉　由樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０６号
宮崎市大工１丁目７番31号　サンビレッジ301号
債務者　東倉　好美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２２号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷330番地の１　アイリーパレス402
債務者　比嘉佐和子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３４２号
沖縄県豊見城市字高安315番地４　てるアパート301号、住民票上の前住所福岡県福岡市南区井尻１丁目27番20－103号　ｗａｃｃｉ井尻
債務者　崎原　　和
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４２２号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地６　Ｔｏｍａｒｉ202
債務者　與那嶺大和
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１１号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目23番１－203号　シャトルＧ
債務者　荻堂　真理
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６２０号
東京都町田市忠生４丁目21番地14ドムス忠生201
債務者　佐々木　心
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５号
富山市大町278番地　エステート若林203号
債務者　西野　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
富山地方裁判所民事部